

倉吉市社会福祉協議会 福祉協力員 設置要綱

1. 趣 旨 市内の一人暮らし高齢者等に対し、近隣の住民が声かけや訪問による安否確認等を行うことにより、その人が地域で孤立しないよう見守るとともに、住民一人ひとりの参加により、だれもが安心して暮らせるあたたかい地域づくりを目的として、倉吉市社会福祉協議会福祉協力員（以下「福祉協力員」という。）を設置する。
2. 対 象 者 市内在住で特に日常生活の安否確認を必要とし、次に挙げるいずれかの項目に該当する者
 - (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者
 - (2) 高齢者世帯
 - (3) 65歳以上の昼間ひとり暮らしの高齢者
 - (4) 障がいのある方
 - (5) その他安否確認が必要な方
3. 推 進 方 法 地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）は、自治公民館長や民生児童委員等との連携他、地区内の関係者に広く働きかけて、下記により福祉協力員活動の推進を図る。
 - (1) 対象者の把握については自治公民館長、民生児童委員等の協力を得る。
 - (2) 福祉協力員の選任にあたっては、自治公民館長、民生児童委員等の協力を得て、近隣者等の中より福祉協力員活動に理解のある「適任者」を対象者本人の了解を得た上で倉吉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）へ推薦する。

なお、原則として福祉協力員1名に対し、対象者は3名までとする。
 - (3) 福祉協力員の活動に際し、対象者の緊急連絡用カードは地区の実状に応じて自治公民館長、福祉協力員等が対象者宅へ設置する。
4. 委 嘱 福祉協力員は、地区社協会長が推薦し、市社協会長が委嘱する。
5. 任 期 福祉協力員の任期は一斉改選から3年とし、再任は妨げない
また、任期途中で新たに就任した福祉協力員の任期は、次期改選日までとする。

ただし、任期途中で福祉協力員本人より退任の申し出があった場合は、退任することができるものとする。

6. 役割 福祉協力員は、安否確認が必要な方を見守る奉仕者として、次の活動を行う。
- なお、活動で得た対象者の秘密等は、不必要に他に漏らさないよう留意する。
- (1) 訪問・声かけ等による安否確認を行う。
 - (2) 緊急時の対応については、対象者の生命・身体の安全確保を最優先し、自治公民館長、民生児童委員他、必要に応じて関係機関への連絡等を行う。
 - (3) 風水害時等の対応については、電話等による声かけを行う。
 - (4) その他必要と思われることでできる範囲内のこと。
7. 経費 地区社協が推進する福祉協力員活動の経費は、市社協が別に定める基準により補助金を交付する。
8. その他 市社協は、この事業を総括し、地区社協と連携をはかりながら、この活動の推進について必要な支援・助言等を行う。
- また、福祉協力員が安心して活動出来るよう、ボランティア活動保険に加入する。
9. 附則 この要綱は、昭和61年12月1日から施行する。
- この要綱は、平成17年4月1日より施行する。
- この要綱は、平成22年9月1日より施行する。
- この要綱は、平成22年11月25日より施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日より施行する。